

滞納商品料金催告書

冠省、当職は、株式会社パーフェクトボディの依頼により貴殿に対し次のとおり催告並びに通知申し上げます。

以前、株式会社パーフェクトボディから商品を通信販売にて御購入なされた際の商品料金をご請求申し上げましたが、未だお支払いいただいております。つきましては、本状送達日から10日以内に、当方にご連絡いただきたく、後日のため本状により催告いたします。本件につきましては、当職が依頼されるため貴殿から（株）パーフェクトボディへのご連絡はお控え下さい。

なお、本状送達日から10日以内に当方にご連絡なき場合は、民事訴訟法に基づく法的手続きをとらせていただくことを、あらかじめご承知おきください。その際、指定簡易裁判所から口頭弁論通告書の送達後、出廷となり当職の主張が全面的に受理され訴訟を執行させていただきます。その後、貴殿の給与等の差し押さえ、不動産物、動産物等の財産の差し押さえを執行役員立会いのもと、強制執行を行います。

平成19年9月30日

株式会社パーフェクトボディ

代理人 笠井合同法律事務所

弁護士 笠井 武雄

東京都新宿区新宿1-8-4-2F

TEL 03-3360-9877

受付 平日9時から19時

土、日、祭日、休日

株式会社パーフェクトボディ

代表 武井 信二

東京都渋谷区渋谷1-3-18-C-301

TEL 03-5330-6046